

平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙を啓発するために行った活動の一部を紹介します。

- ・庁用車に啓発ステッカーを掲出
- ・サッカースタジアムのビジョン及び場内アナウンスによる啓発
- ・市内デパート、スーパーの店内放送で投票日と投票参加の呼びかけ
- ・市役所、区役所の庁内放送で投票参加の呼びかけ
- ・投票日当日に防災無線による投票参加の呼びかけ
- ・選挙PRポスターを市・各区役所及び公共施設に掲出
- ・各区役所の案内電光掲示板で投票日の周知と投票参加の呼びかけ
- ・選挙のごあんないの発行
- ・保育園、指定施設にぬりえの配布
- ・投票所整理券にインターネット選挙運動の解禁に関するお知らせ同封
- ・選挙速報特設ホームページで各種情報を発信
- ・さいたま市広報課フェイスブック、ツイッター、メールマガジンによる投票日等のお知らせ発信
- ・市選管が「E-R a i l さいたま」とイオンモール浦和美園で選挙啓発イベント実施
- ・各区選管が各区明るい選挙推進協議会と連携し街頭啓発



案内電光掲示板



啓発ポスター



庁用車ステッカー



特設ホームページ

選挙のごあんない

7月21日(日)は

参議院 埼玉県 選出 議員 選挙

参議院 比例代表 選出 議員 選挙

の投票日です 投票時間 午前7時から午後9時まで

投票日に投票できない方は、期日前投票をご利用ください！

期日前投票の申請は各市区に届出が必要です。期日前投票は選挙人名簿に記載されている住所以外の区では投票できません。

① 期日前投票の申請は各市区に届出が必要です。期日前投票は選挙人名簿に記載されている住所以外の区では投票できません。

② 期日前投票の申請は各市区に届出が必要です。期日前投票は選挙人名簿に記載されている住所以外の区では投票できません。

③ 期日前投票の申請は各市区に届出が必要です。期日前投票は選挙人名簿に記載されている住所以外の区では投票できません。

④ 期日前投票の申請は各市区に届出が必要です。期日前投票は選挙人名簿に記載されている住所以外の区では投票できません。

⑤ 期日前投票の申請は各市区に届出が必要です。期日前投票は選挙人名簿に記載されている住所以外の区では投票できません。

⑥ 期日前投票の申請は各市区に届出が必要です。期日前投票は選挙人名簿に記載されている住所以外の区では投票できません。

⑦ 期日前投票の申請は各市区に届出が必要です。期日前投票は選挙人名簿に記載されている住所以外の区では投票できません。

⑧ 期日前投票の申請は各市区に届出が必要です。期日前投票は選挙人名簿に記載されている住所以外の区では投票できません。

⑨ 期日前投票の申請は各市区に届出が必要です。期日前投票は選挙人名簿に記載されている住所以外の区では投票できません。

⑩ 期日前投票の申請は各市区に届出が必要です。期日前投票は選挙人名簿に記載されている住所以外の区では投票できません。

⑪ 期日前投票の申請は各市区に届出が必要です。期日前投票は選挙人名簿に記載されている住所以外の区では投票できません。

⑫ 期日前投票の申請は各市区に届出が必要です。期日前投票は選挙人名簿に記載されている住所以外の区では投票できません。

選挙のごあんない



ツイート

ログイン 投稿する

さいたま市広報課 @saitamaCityPR

(7月21日(日)は参議院議員通常選挙の投票日です!)投票日当日に投票できない方は、期日前投票をご利用ください。あなたの貴重な一票を大切に。あなたも選挙に行きましょう!詳しくは、リッ先へ。saitama-senkyo.com

2013年7月19日 - 10:34am



ツイッターによる投票呼びかけ



ぬりえ



イオンモール浦和美園で選挙啓発イベント